

## 旭川市エイズ等対策推進懇談会開催要綱

### (趣旨)

第1条 旭川市における後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）等の予防対策について、関係機関・団体と連携しながら総合的に推進するため、旭川市エイズ等対策推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

### (職務)

第2条 懇談会は、次の事項について意見交換等するものとする。

- (1) エイズ感染予防に関すること。
- (2) エイズに関する正しい知識の普及啓発に関すること。
- (3) 性感染症予防に関すること。
- (4) その他エイズ等の予防対策推進に必要な事項。

### (参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とし、人数は20人以内とする。

- (1) エイズ等に関する学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 医療関係者
- (4) その他市長が必要と認めた者

### (会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が原則行う。

### (庶務)

第5条 懇談会の庶務は、保健所健康推進課において行う。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、保健所健康推進課長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による参加者の依頼に関し必要な行為は、この開催要綱の施行前においても、同項の規定により行うことができる。